

役員及び評議員の費用弁償に関する規定

- 第1条 社会福祉法人 楠福祉会（以下「本会」という。）の業務の為に理事会及び評議員会に出席する役員及び評議員（以下「役員等」という。）に、費用弁償として別表によりこれを支給する。
- 第2条 役員等が本会の業務の為に旅行した時は、その旅費について、本会の旅費の支給規定を適用してこの規定の費用弁償にかえるものとする。

付則

この規定は、平成29年4月1日から施工する。

別表

職名	費用弁償の額	備考
理事長	5,000円	会議出席 1回分旅費日当
役員	5,000円	会議出席 1回分旅費日当
評議員	5,000円	会議出席 1回分旅費日当